

令和元年 第1回

宿毛市議会臨時会会議録

令和元年5月8日開会
令和元年5月8日閉会

宿毛市議会事務局

令和元年第1回宿毛市議会臨時会会議録

目 次

第 1 日（令和元年5月8日 水曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会（午前10時00分）	
○日程第1 議長の選挙	4
○日程第2 副議長の選挙	5
○日程第3 議席の指定	6
○日程第4 会議録署名議員の指名	7
○日程第5 会期の決定	7
（諸般の報告）	
○日程第6 幡多西部消防組合議会議員の選挙	8
○日程第7 高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員 の選挙	8
○日程第8 議案第1号から議案第7号まで	9
（提案理由の説明）	
市 長	9
質 疑	10
1 川田栄子議員	10
総務課長	10
川田栄子議員	10
総務課長	10
川田栄子議員	11
総務課長	11
川田栄子議員	11
総務課長	11
川田栄子議員	11
総務課長	11
川田栄子議員	12
総務課長	12

川田栄子議員	1 2
税務課長	1 2
川田栄子議員	1 3
2 今城 隆議員	1 3
税務課長	1 3
今城 隆議員	1 3
委員会付託省略	1 4
(議案第 1 号から議案第 5 号まで)	
討論・表決	1 4
(議案第 6 号)	
討論・表決	1 4
(議案第 7 号)	
討論・表決	1 4
○日程第 9 議案第 8 号	1 4
(提案理由の説明)	
市 長	1 4
質疑	1 5
委員会付託省略	1 5
討論・表決	1 5
○日程追加 委員会調査について	1 5
表決	1 5
(閉会あいさつ)	
市 長	1 5
閉 会 (午後 2 時 3 6 分)	
閉会中の継続調査申出書	1 8
----- . . -----	
付 録	
議決結果一覧表	付- 1

令和元年

第1回宿毛市議会臨時会会議録第1号

第1日（令和元年5月8日 水曜日）

午前10時 開議

1 議事日程

- 第1 議長の選挙
- 第2 副議長の選挙
- 第3 議席の指定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 会期の決定
 - 諸般の報告
- 第6 幡多西部消防組合議会議員の選挙
- 第7 高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員の選挙
- 第8 議案第1号から議案第7号まで
 - 議案第 1号 専決処分した事件の承認について
 - 議案第 2号 専決処分した事件の承認について
 - 議案第 3号 専決処分した事件の承認について
 - 議案第 4号 専決処分した事件の承認について
 - 議案第 5号 専決処分した事件の承認について
 - 議案第 6号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
 - 議案第 7号 宿毛市税条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第 8号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

----- . . . ----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議長の選挙
- 日程第2 副議長の選挙
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定
 - 諸般の報告
- 日程第6 幡多西部消防組合議会議員の選挙
- 日程第7 高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員の選挙
- 日程第8 議案第1号から議案第7号まで
- 日程第9 議案第 8号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程追加 委員会調査について

----- . . . ----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番	今城	隆	君	2番	堀	景	君
3番	三木	健正	君	4番	川田	栄子	君
5番	川村	三千代	君	6番	山岡	力	君
7番	高倉	真弓	君	8番	山上	庄一	君
9番	山戸	寛	君	10番	岡崎	利久	君
11番	野々下	昌文	君	12番	松浦	英夫	君
13番	寺田	公一	君	14番	濱田	陸紀	君

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	朝比奈	淳司	君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈良	和美	君
議事係長	宮本	誉子	君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中平	富宏	君
副市長	岩本	昌彦	君
企画課長	黒田	厚	君
総務課長	河原	敏郎	君
危機管理課長	岩本	敬二	君
市民課長	沢田	美保	君
税務課長	山岡	敏樹	君
会計管理者兼 会計課長	佐藤	恵介	君
健康推進課長	和田	克哉	君
長寿政策課長	桑原	一	君
環境課長	岡本	武	君
人権推進課長	谷本	裕子	君
産業振興課長	谷本	和哉	君
商工観光課長	上村	秀生	君
土木課長	川島	義之	君
都市建設課長	小島	裕史	君
福祉事務所長	河原	志加子	君

水道課長	平井建一君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	中山佳久君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	楠目健一君
学校給食 センター所長	山戸達朗君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員会 事務局長	児島厚臣君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○事務局長（朝比奈淳司君） おはようございます。

一般選挙後の最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、濱田陸紀さんが年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

○臨時議長（濱田陸紀君） ただいま紹介されました濱田陸紀でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

これより、令和元年第1回宿毛市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

市長から挨拶の申し出がありましたので、この際、これを許可いたします。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。本日は、新元号、令和となって初となる、令和元年第1回宿毛市議会臨時会に御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議員の皆様方におかれましては、去る4月21日に執行されました市議会議員選挙におきまして、多くの市民の方々の御支持を受け、見事に御当選されましたことを、お喜びを申し上げます。

元号は平成から令和へと移り変わり、今を生きる私たちは、その新しい時代の幕あけに立ち会うこととなりました。

地方を取り巻く環境は、依然として非常に厳しい状況ではありますが、元号が新しくなった今、我々も清新の息吹で、決意も新たに、宿毛市が直面する課題に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、宿毛市の発展と住民福祉の向上のために、より一層の御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

○臨時議長（濱田陸紀君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

----- . . . ----- . . . -----

午前10時03分 再開

○臨時議長（濱田陸紀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1、「議長の選挙」を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（濱田陸紀君） ただいまの出席議員数は14人です。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

○臨時議長（濱田陸紀君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○臨時議長（濱田陸紀君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○臨時議長（濱田陸紀君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

事務局長。

○事務局長（朝比奈淳司君） 事務局長、点呼をいたします。

今城 隆君、堀 景君、三木健正君、川田栄子君、川村三千代君、山岡 力君、高倉真弓君、山上庄一君、山戸 寛君、岡崎利久君、野々下昌文君、松浦英夫君、寺田公一君、濱田陸紀君。

○臨時議長（濱田陸紀君） 投票漏れはありますか。

（「なし」という声あり）

○臨時議長（濱田陸紀君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（濱田陸紀君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に今城 隆君及び堀 景君を指名いたします。

よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○臨時議長（濱田陸紀君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

このうち

有効投票 13票

無効投票 1票

有効投票中

野々下昌文君 11票

松浦英夫君 2票

以上であります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、野々下昌文君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました野々下昌文君が議長におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

御承知願えれば、御挨拶をお願いいたします。

（議長当選承諾及び挨拶）

○議長（野々下昌文君） 議長就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

このたびの議長選挙におきまして、議員各位の御推挙により、本市議会の議長の重職につくこととなりましたことは、まことに身に余る光栄であり、衷心より感謝申し上げますとともに、その重責を痛感しているところでございます。

今さら申し上げるまでもなく、議長の職責を全うするには、議員各位の御支持と御協力が不可欠であることを十分承知をいたしております。

私は、誠意を尽くして事に当たり、公正を旨とし、議会の円滑な運営を図り、市政の進展と地方自治の発展のために、最善の努力をいたす所存であります。

ここに、重ねて議員各位の一層の御支援と御協力をお願い申し上げ、議長就任の御挨拶といたします。

○臨時議長（濱田陸紀君） これにて私の職務は終わりました。

議長と交代いたします。野々下議長、議長席に御着席願います。

（臨時議長退席・議長着席）

○議長（野々下昌文君） 日程第2、「副議長の選挙」を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（野々下昌文君） ただいまの出席議員数は14人です。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

○議長（野々下昌文君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(野々下昌文君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

事務局長。

○事務局長(朝比奈淳司君) 事務局長、点呼をいたします。

今城 隆君、堀 景君、三木健正君、川田栄子君、川村三千代君、山岡 力君、高倉真弓君、山上庄一君、山戸 寛君、岡崎利久君、野々下昌文君、松浦英夫君、寺田公一君、濱田陸紀君。

○議長(野々下昌文君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(野々下昌文君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に今城 隆君及び堀 景君を指名いたします。

よって、両君の立ち会いを願います。

(開 票)

○議長(野々下昌文君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14 票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

このうち

有効投票 14 票

有効投票中

川村三千代君 11 票

山戸 寛君 2 票

松浦英夫君 1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、川村三千代君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました川村三千代君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

御承諾願えれば、御挨拶をお願いいたします。

(副議長当選承諾及び挨拶)

○副議長(川村三千代君) 何度かこの場には立たせていただいておりますが、きょうはいろいろ違った思いで登壇しております。

先ほど、議員各位の御推挙をいただきまして、本市議会の副議長に選任されました川村です。

初当選以来4年がやっと過ぎたばかりのこの私が、このような重責を賜りますことは、大変な緊張感と、身の引き締まる思いでございます。

今後は、野々下昌文新議長のもと、公正で円滑な議会運営に努めてまいり所存でございますので、どうかよろしく御指導御鞭撻をお願い申し上げます。

私に期待を寄せてくださった議員の方々、そして市民の皆様のお気持ちに答えるべく、副議長として真つすぐに職責を全うすべく努力を重ねてまいり所存でございます。

その決意を皆様にお伝え申し上げまして、私の副議長就任の御挨拶といたします。

○議長(野々下昌文君) これにて、「副議長の選挙」は終わりました。

日程第3「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、

議長において指定いたします。

議員諸君の氏名と、その議席の番号を事務局長に朗読いたさせます。

事務局長。

○事務局長（朝比奈淳司君） 事務局長、朗読いたします。

1 番今城 隆君

2 番堀 景君

3 番三木健正君

4 番川田栄子君

5 番川村三千代君

6 番山岡 力君

7 番高倉真弓君

8 番山上庄一君

9 番山戸 寛君

10 番岡崎利久君

11 番野々下昌文君

12 番松浦英夫君

13 番寺田公一君

14 番濱田陸紀君

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

日程第4「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において今城 隆君及び堀 景君を指名いたします。

日程第5「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、諸般の報告いたします。

地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分事項の報告につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

委員会条例第8条第1項の規定により、今城隆君、堀 景君、山岡 力君、高倉真弓君、山戸寛君、野々下昌文君、寺田公一君、以上7人を総務文教常任委員に、

三木健正君、川田栄子君、川村三千代君、山上庄一君、岡崎利久君、松浦英夫君、濱田陸紀君、以上7人を産業厚生常任委員に、

今城 隆君、堀 景君、三木健正君、川田栄子君、川村三千代君、山岡 力君、高倉真弓君、山上庄一君、山戸 寛君、岡崎利久君、野々下昌文君、松浦英夫君、寺田公一君、濱田陸紀君、以上14人を予算決算常任委員に、

今城 隆君、三木健正君、山岡 力君、山上庄一君、山戸 寛君、寺田公一君、以上6人を議会運営委員に、指名いたしました。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されていますので、この際、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（朝比奈淳司君） 事務局長、各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

総務文教常任委員会

委員長 山岡 力君

副委員長 高倉真弓君

産業厚生常任委員会

委員長 山上庄一君

副委員長 三木健正君
予算決算常任委員会

委員長 山戸 寛君

副委員長 堀 景君

議会運営委員会

委員長 寺田公一君

副委員長 三木健正君

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 日程第6「幡多西部消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

幡多西部消防組合議会議員に、山岡 力君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました山岡力君を、同組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました山岡 力

君が、幡多西部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました山岡 力君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第7「高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員に、今城 隆君及び松浦英夫君、並びに寺田公一君を、それぞれ指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を、同組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

す。

よって、ただいま指名いたしました諸君が、高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第8「議案第1号から議案第7号まで」の7議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 御提案申しあげました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号から議案第5号までは、いずれも地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

順を追って御説明をいたします。

議案第1号は、「平成30年度宿毛市一般会計補正予算」でございます。

内容につきましては、災害復旧費の事業費の減額に伴う地方債の変更等により、緊急に予算補正をする必要が生じたので、総額で7億5,323万7,000円の減額について、専決処分をしたものでございます。

続きまして、議案第2号は、「宿毛市税条例等の一部を改正する条例」でございます。

内容につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成31年3月31日に公布されたことに伴い、宿毛市税条例の一部を改正する必要が生じたので、同日付で専決処分をしたものでございます。

議案第3号は、「平成30年7月豪雨による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

内容につきましては、平成30年7月豪雨に

より、被災した国民健康保険被保険者の国民健康保険税について、厚生労働省からの事務連絡に基づいて、平成31年6月分まで引き続き減免措置を講じることに伴い、平成30年7月豪雨による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、平成31年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

議案第4号は、「半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

内容につきましては、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が、平成31年3月30日に公布されたことに伴い、半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、平成31年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

議案第5号は、「宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」でございます。

内容につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成31年3月31日に公布されたことに伴い、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、同日付で専決処分をしたものでございます。

議案第6号は、「固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」でございます。

4月1日付の人事異動に伴い本市の固定資産評価員に税務課長の山岡敏樹を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議案第7号は、「宿毛市税条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成31年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正しようと

するものです。

以上が、御提案申しあげました議案の内容です。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申しあげまして、提案理由の説明といたします。

○議長（野々下昌文君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 1時12分 休憩

午後 1時52分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 4番、川田でございます。議会の職責を担わせていただくことになりましたので、これからもよろしくお願い申し上げます。

議会と執行部は車の両輪と申します。両輪が近づき過ぎてはどうかということ、しっかり認識いたしまして、質疑を行ってまいります。

議案第1号、専決処分の報告について、質疑をいたします。

平成30年度宿毛市一般会計補正予算の地方債の減額補正について、お尋ねします。

今回の補正予算で、災害復旧費など11本の事業について、起債の減額補正としており、その合計額7億5,323万7,000円になっております。多額の借金をすることは望ましくありませんので、結果としては望ましいのですが、なぜ減額するのかということに疑義が生じています。

そこで、第1点としてお伺いしたいのは、減額した理由をお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、川田議員の質疑にお答えします。

今回、議案第1号別冊で、起債総額として7億5,300万円の減額についての、生じた理由ということでございます。

今回の専決予算において、起債額が減額となっています要因は、全て事業費の減額によるものでございます。

事業費が減額となった主な要因としましては、入札の実施に伴い、工事費等が減額となったことや、国直轄事業であるとか、県営事業におきましては、負担金が確定して減額となったことが主な要因となっております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 2点目として、12本の事業があります。地方債の許可額により補正したのであれば、充当率の関係から伺いたいのでありますが、予算編成時に起債の充当率が決定しているはずであります。当初予算に計上する際には、充当率以上に計上したかどうかをお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、川田議員の質疑にお答えします。

起債の充当率以上に借り入れをしている状況はないかという御質問かと思えます。

起債につきましては、その対象事業、それから対象経費、充当率につきまして、法で定められておりまして、事業内容、積算内訳等におきまして、その都度、事業ごとに県との協議を経て決定されますので、充当率以上に起債を借り入れをしていることはございません。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 3点目といたしまして、補正の時期の問題であります。

起債の額が決定したので、決定額に基づいて補正をしようとするのは適切なことではありますが、3月29日に災害復旧事業債の減額を専決処分しています。

3月定例会が閉会したのは、3月27日ですので、議会の閉会を待って専決処分をしたという事はなかったのか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） お答えします。

専決処分についての御質問でございます。

予算の専決処分につきましては、それぞれの事業費が確定します3月末に行っておりまして、議会の閉会を待って専決処分をしたものではありません。

なお、それまでに事業が完了し、定例会等で事業報告ができる分につきましては、その都度、予算化をして、減額事業の決定をしておりますので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） それでは、4点目として、3月29日金曜日の、年度最終日に専決処分をしている点であります。

起債の額が決定した正確な日付は何月何日でしたでしょうか。実際には、4月になってでありますが、4月になると前年度の予算は補正できないので、3月29日付で専決処分をしたといったことはなかったでしょうか、どうでしょうか。お伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） お答えします。

起債の専決処分についての再度の御質問ですが、起債の決定時期は、事業が確定します3月末となりまして、ことしは3月30日、31日

が土日となるため、3月29日となります。

4月になっての専決処分ではございません。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 議案第2号、専決処分報告について、お伺いいたします。

宿毛市条例等の一部を改正する条例ですが、条例改正の目的は何か、お伺いいたします。

2点目として、条例制定が財政負担に耐えられるかどうかもお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 税務課長。

○税務課長（山岡敏樹君） 税務課長、川田議員の質疑にお答えいたします。

令和元年第1回宿毛市議会臨時会議案、4ページからになります。

内容におきましては、6ページからとなります。

議案第2号「専決処分した事件の承認について」、宿毛市税条例等の一部を改正する条例の目的であります。地方税等の一部を改正する法律が、平成31年3月31日に公布されたことに伴い、宿毛市税条例の一部を改正する必要が生じたものです。

主な内容としましては、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を2年間延長するもの。地方税法等の改正に伴う条文等の規定の整備や、字句等の修正を行うものです。

次に、2点目の条例制定が財政負担に耐えられるのかとの質問ですけれども、今回の条例改正による財政負担ではありますが、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を2年間延長することによる個人市民税の減額部分については、国からの財政処置がありまして、そのほかは条文等の規定の整備や、字句等の修正となりますので、今回の改正による新たな財政負担が発生するものではありません。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 議案第3号「専決処分報告について」お伺いいたします。

平成30年7月豪雨による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例がありますが、国民健康保険税のうち、平成31年4月から、令和元年6月分までに相当する月割算定額の減免を実施するものですが、減免割合、また申請等の説明を求めます。

○議長（野々下昌文君） 税務課長。

○税務課長（山岡敏樹君） 川田議員の質疑にお答えします。

議案第3号、11ページ、内容のほうは13ページからになります。

議案第3号「平成30年7月豪雨による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」。

減免の内容ですけれども、全壊に関しては全額、半壊に関しては2分の1、床上浸水以上の場合には4分の1が減免となります。

今回の分については、平成31年4月から6月分、3カ月分となりますので、年額の4分の1となります。

例をあげますと、年額16万円の国保税でありますと、全壊の方であれば3カ月分が対象となりますので、4万円が減免の対象となります。

また、半壊の方であれば2万円、また床上浸水以上の方については、1万円という形になってきます。

それと、今度の令和元年度の国保税の減免の申請に関しては、国保税の本課税が7月に行われますので、7月が申請の時期となります。

また、7月の広報等でも周知をしていきたいと考えておりますので、皆様、よろしくお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 最後になります。議案第5号の専決処分報告について、質疑を行います。

健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

低所得者には国保税の負担額が大きいので、上限額を上げて対象額を緩和する上位法の変更でありますので、低所得者に対する負担の軽減となっているものと思われま。

58万円を61万円に、増額となりますけれども、低所得者に向けては、27万5、000円を28万円に。50万円を51万円に改めるとありますが、5割軽減、また2割軽減の対象は、それぞれ世帯数、人数の実態把握はどうなっているか。また、軽減された財源の補填はあるのか、お伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 税務課長。

○税務課長（山岡敏樹君） 川田議員の質疑にお答えいたします。

議案第5号ですけれども、17ページ、内容は19ページからになります。

改正の内容については、川田議員のほうがおっしゃっていただきましたので、質問についてお答えしたいと思います。

まず、初めに、5割軽減の対象者の世帯数と人数でありますけれども、試算をしたところ、令和元年当初予算見込みで、616世帯1,115人が対象となります。改正前と比較して、9世帯12人がふえる見込みとなっております。

続きまして、2割軽減の対象者の世帯数と人数でありますけれども、409世帯738人が対象となりまして、改正前と比較しまして、7世帯10人の増を見込んでいます。

また、3点目の5割、2割軽減による財源の補償についてでありますけれども、軽減による減額部分に対しましては、国等からの財政措置

があるものでございます。

また、先ほど、限度額が58万円から61万円への引き上げに係る試算でいきますと、今回の改正後で60世帯が対象となってきました、改正前と比べると4世帯減るような形になっております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 以上で質疑を終わります。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 1番、今城です。よろしくをお願いします。

私は、5号議案の宿毛市国民健康保険税条例の改正について、お尋ねします。

3月31日公布の地方税法改正ということで、緊急だったので、専決はやむなしと思われませんが、先ほど、川田議員からも言われましたように、国保税の限度額、あるいは5割、2割軽減基準額の変更ということで、市民生活にとっては大変な案件であると思われま

す。こういう高過ぎる保険料、国保料の問題については、市民は確実に知らなければならない問題です。本来なら、議決の後、決定されるということが本来ですので、質問させていただきたいと思

います。先の全国知事会でも、高過ぎる保険料に対して、国庫負担引き上げによる国保料軽減、あるいは市町村の所得格差による調整の機能、市町村議会の調整機能を果たすべきだという提言がなされています。

つまり、市民の生活状況に合わせて調整していただきたいということです。

今回の税額の徴収設定については、先ほどちらっと聞きましたが、国の試算をもとに、そのまま計算をしたという話であったように思いますが、今後、市民の生活実態としっかり照らし

合わせて、場合によっては一般財源の補填も含めて、県とともに国庫負担引き上げ、要求もしながら、宿毛市国保税条例の調整も必要であると思われま

す。場合によっては、そういうことになり得るということも含めて、担当課より意見をお伺いしたいと思っています。

よろしくをお願いします。

○議長（野々下昌文君） 税務課長。

○税務課長（山岡敏樹君） 税務課長、今城議員の質疑にお答えしたいと思います。今回、専決処分をした内容につきましては、地方税法の改正に伴う国民健康保険税条例の内容の改正ということとなっております。

こういう地方税法の改正に伴う改正につきましては、今後また御理解をいただきたいと思うところです。

また、平成30年度より国民健康保険の制度も、県も保険者となって、制度も変わってきております。市独自のスタイルでいくというよりは、今後は県下統一を目指すべき制度であると思

いますので、また今城議員言われるような市民生活もとても大事かと思

いますので、そのことも考慮しながら検討していきたいと思

いますので、よろしくお願

いいたします。○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。
○1番（今城 隆君） ありがとうございます。市民生活の実態、またこちらのほうでも、独自に調査もしながら、一般質問でもさせていただきたいと思

います。○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○議長（野々下昌文君） 以上で、通告による

質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時18分 休憩

-----・-----・-----

午後 2時27分 再開

○議長(野々下昌文君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議題となっております「議案第1号から議案第7号まで」の7議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第7号まで」の7議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより「議案第1号から議案第5号まで」の5議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号から議案第5号まで」の5議案については、これを承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第5号まで」の5議案は、これを承認することに決しました。

これより、「議案第6号」について討論に入

ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第6号」は、これに同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 異議なしと認めます。

よって「議案第6号」は、これに同意することに決しました。

これより、「議案第7号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第7号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(野々下昌文君) 全員起立であります。

よって「議案第7号」は、原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第8号」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、岡崎利久君の退席を求めます。

(岡崎利久君退席)

○議長(野々下昌文君) この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(中平富宏君) 追加御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第8号は、監査委員の選任について同意を求めるものでございます。

議員のうちから選任する監査委員が欠員となっておりますので、岡崎利久氏を選任いたしました。議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御同意をいただきますよう、お願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（野々下昌文君） これにて提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第8号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第8号」は、これに同意することに決しました。

岡崎利久君の入場を許します。

（岡崎利久君入場）

○議長（野々下昌文君） お諮りいたします。

この際、委員会調査についてを、緊急を要する事件として日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 異議なしと認めます。

よって、この際、「委員会調査について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

委員会調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のあったとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、今期臨時会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶がありますので、これを許します。

市長。

○市長（中平富宏君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日御提案申上げました議案につきまして、それぞれ原案のとおり御決定くださり、まことにありがとうございます。

議会の人事につきましては、議長に野々下昌文さん、副議長に川村三千代さん、また各常任委員会並びに議会運営委員会の正副委員長も、それぞれ選任され、いよいよ本日から新しい体制のもとで議会運営がなされるわけでございます。

今後も議員の皆様方の御指導と御協力をいただきながら、各種事業の推進並びに市民福祉の向上に、より一層、努めてまいりたいと考えております。

どうか議員の皆様方におかれましては、健康に御留意されまして、宿毛市政発展のために御活躍されますことを御祈念申し上げまして、本日の閉会の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） これにて、令和元年第1回宿毛市議会臨時会を閉会いたします。

午後 2時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会臨時議長 濱田陸紀

宿毛市議会議長 野々下昌文

議員 今城隆

議員 堀景

令和元年5月8日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

総務文教常任委員長 山 岡 力

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 総合計画の策定状況について
(2) 行政機構の状況について
(3) 財政の運営状況について
(4) 公有財産の管理状況について
(5) 市税等の徴収体制について
(6) 地域防災計画について
(7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和元年5月8日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

産業厚生常任委員長 山 上 庄 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和元年5月8日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

議会運営委員長 寺 田 公 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

令和元年第1回宿毛市議会臨時会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1号	専決処分した事件の承認について	5月 8日	承 認
第 2号	専決処分した事件の承認について	5月 8日	承 認
第 3号	専決処分した事件の承認について	5月 8日	承 認
第 4号	専決処分した事件の承認について	5月 8日	承 認
第 5号	専決処分した事件の承認について	5月 8日	承 認
第 6号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	5月 8日	同 意
第 7号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について	5月 8日	原案可決
第 8号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	5月 8日	同 意